

21
三二一

厚申第四 口号

案起 昭和三十九年六月十七日

閣議決定 昭和三十九年六月十八日 施行 昭和三十九年六月十八日
上奏 昭和 年 月 日 公布 昭和 年 月 日

内閣総理大臣 手

内閣官房長官 手

法制局長官 手

内閣事務官 手

緒方 國務大臣

手

大達 國務大臣

石井 國務大臣

安藤 國務大臣

手

加藤 國務大臣

手

草葉 國務大臣

塚田 國務大臣

大野 國務大臣

手

岡崎 國務大臣

手

保利 國務大臣

小坂 國務大臣

木村 國務大臣

手

小笠原 國務大臣

手

愛知 國務大臣

小澤 國務大臣

手

別紙 厚生大臣 請議

原爆被害対策に関する調査研究

内閣

人 穀 衛 官
厚 申 第 四
口 号

433

連絡要綱

右閣議に供する。

指令案
例文

この件関係主任官
厚生技官 五十嵐 義明

厚生省発衛第一九〇号

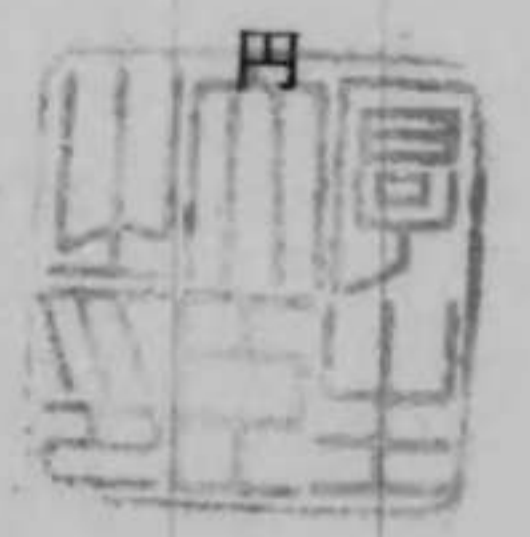
原爆被害対策に関する調査研究連絡要綱
に関する件

原爆被害対策に関する調査研究連絡協議会を設置する必要があ
る。よつて別紙要綱案を提出する。

右閣議を請う。

昭和二十九年六月十七日

厚生大臣 草 隆



内閣総理大臣 吉 田 茂 殿

に資するため、原爆被害対策に関する調査研究連絡協議会（以下「協議会」という。）を厚生省に設置する。

2 協議会の任務は、概ね次のとおりとする。

（一）原爆被害対策に関する調査研究（委託調査研究を含む。）項目について関係各省庁相互の間の連絡を図り、且つ、その分担を定めること。

（二）調査研究の結果に基づき、総合的に検討を行い必要に応じこれを発表すること。

（三）検査術式の統一等調査方法の標準化を促進すること。

（四）関係各省庁が、都道府県その他の組織機関に対し、連絡

指導すべき事項について審議すること。

三 その他

1 調査研究等に要する経費については、関係各省庁において所要の予算的措置を講ずることとし、この際、関係各省庁は、相互に密接な連絡を図るものとする。

2 協議会の組織等に関する諸規定は、速やかにこれを整備するものとする。

3 協議会がその任務を遂行するに当つては、日本学術会議と緊密な協力関係を保持するものとする。